

## 地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会（第6回）

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成25年12月16日（月）13：00～15：00
- 場 所：総務省1階 共用会議室4
- 出席者：鈴木部会長、鶴川委員、遠藤委員、小室委員、菅原委員、中川委員  
多田財務調査課長 他

### 【議題】

- (1) 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会(第25回)」における議論について
- (2) 検討項目「財務書類の体系」について
- (3) 検討項目「行政コスト計算書」について
- (4) 検討項目「純資産変動計算書」について
- (5) 検討項目「資金収支計算書」について
- (6) その他

### 【配付資料】

- 資料1 前回（11月27日）の議論（事務局作成資料）
- 資料2 今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第25回）における議論（未定稿）  
（事務局作成資料）
- 資料3 今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第25回）の議論を踏まえた考え方  
（事務局作成資料）
- 資料4 本作業部会における検討項目（事務局作成資料）
- 資料5 「9.財務書類の体系」について（事務局作成資料）
- 資料6 「【行政コスト計算書】総論関係」に係る検討（事務局作成資料）
- 資料7 「【純資産変動計算書】総論関係及びその他の個別科目の取扱い」に係る検討  
（事務局作成資料）
- 資料8-1 「【資金収支計算書】総論関係」に係る検討（事務局作成資料）
- 資料8-2 「【資金収支計算書】総論関係及びその他の個別科目の取扱い」に係る検討  
（鶴川委員作成資料）

○配付資料に関して、事務局より説明

○「今後の新地方公会計の推進に関する研究会(第25回)」の議論及びその議論を踏まえた考え方について事務局より説明（「資料2」、「資料3」及び「資料4」関係）

○上記に係る意見等

#### 1. 「資料3」の有形固定資産の評価基準

- ・ 備忘価額1円は単純でわかりやすいかもしれないが、目的適合性がないという意見もある。国際会計基準でもみなし原価という概念があり、例えばインフレ率の使用といった実務的な手法を提示して、取得原価を推計できるものは推計したほうがよいのではないか。
- ・ 備忘価額1円は実質的に古いものということであり、実務的にはこれでよいのではないか。
- ・ 地方公営企業の法適用化の推進に伴って固定資産台帳の整備があることを考えた場合、一般会計等を対象とした台帳整備を前提としているのであれば問題ないが、そうではなく地方公営企業も対象とした場合、取得原価不明の資産を再調達原価で評価すると、必要以上にコスト負担が重くなることにより料金が割高となるため、地方公営企業に係る議論は別に委ね、一般会計等での整理が考えられるのではないか。また、一般会計等と地方公営企業会計を連結した場合、同一団体内では同様な評価をすべきではないかという議論があるが、それぞれで整理して連結時は足すだけでよいと考えるのであれば、許容される部分ではないか。さらに、現状でも推計取得原価で評価している地方団体もある中で、原則としている評価基準以外の評価基準を採用する場合にはそのことを注記等で示すことによって、他の評価基準も妨げないということではよいのではないか。なお、一般会計等と地方公営企業会計で固定資産台帳の整備方法が相違する場合、二重の負担となるため、職員への実務的な配慮もした上で、報告書等に明示したほうがよいのではないか。
- ・ 開始時は取得原価がわかるものを含めて再調達原価とすべきと考えているが、開始時残高の算定は実務的な観点からは一定の割り切りが必要とも考えており、統一的な観点、実施可能性の観点からは「資料3」の考え方でよいのではないか。
- ・ 取得原価が不明なものについては、現行案で仕方がないのではないか。また、詳細は要領等で定めることとなると考えられるが、具体的な指針を定める必要があるのではないか。さらに、選択適用の余地があるものについては、どの方法を採用したかということ財務書類で明らかにする必要があるのではないか。

#### 2. 「資料3」の取替法

- ・ 基本的には選択制がよいのではないか。実務的な配慮から簡便法として総合償却を認めているが、例えば道路は48年で償却するといった場合、その情報にどのような有用性があるのかを議論したほうがよいのではないか。また、予算不足で十分な維持補修ができないといった場合に、その情報をどのように開示するかということも検討したほうがよいのではないか。

### 3. 「資料3」の資産・負債の分類

- ・ 将来世代の負担に係る分析という観点から、固定資産に対する固定負債の割合を分析することは有用であり、固定資産・流動資産の分類とすることに賛成である。

### 4. その他

- ・ 「資料4」の「10. 勘定科目」の繰延資産について、「新地方公会計制度研究会報告書」で基準モデルの考え方が示されているが、試験研究費は繰延資産として認められなかったといった変更があり、見直す必要があるのではないか。
- ・ 「資料4」の「10. 勘定科目」の繰延資産について、地方公営企業会計と合わせればよいと考えているが、所有外資産の取扱いとも関連するのではないか。
- ・ 「資料4」の「10. 勘定科目」の繰延資産について、株式会社等との連結を踏まえると、項目自体は最終的には必要ではないか。

○上記に関しては基本的に資料のとおり整理することとし、全体との関係等について必要に応じて更に詰めていくということについて確認

○「財務書類の体系」、「行政コスト計算書」及び「純資産変動計算書」について事務局より説明（「資料5」、「資料6」及び「資料7」関係）

○上記に係る意見等

#### 1. 財務書類の体系

- ・ 現行モデルも企業会計も4表形式であるが、純資産変動計算書は附属的な詳細情報と考えている。企業会計の場合は、株主重視や資本と損益の区分、分析といった観点から本表としての位置付けを持っているが、地方公会計の場合は、まずは本表でわかりやすく説明することが必要であるため、3表形式がよいのではないか。純資産の詳細な情報は重要ではあるが、附属明細等で表示してはどうか。また、固定資産の財源の増減について、貸借対照表で将来世代の負担（負債）と過去・現世代の負担（純資産）が示され、その中でストックとフローに使用される財源があるのが純資産であるが、その情報を切り分けて附属明細等で表示すればよいと考えていることから、「その2-1」か「その2-2」のいずれかでよいのではないか。
- ・ 純資産変動計算書は附属的な詳細情報の書類とのことであるが、現行モデルにおいては、純資産変動計算書がより上位の書類という位置付けで全体を同計算書で示し、コスト情報は特出しで行政コスト計算書で示すという構成になっている。
- ・ 「中間とりまとめ」にあるように、使用前純資産と使用后純資産を色分けして「固定資産の増減等を含め、将来に引き継ぐ純資産がどのように変動したかを示すこと」は重要であり、これを本表で示すべきではないか。「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）でも、全団体に複式簿記を求めるに当たり、個別に財源仕訳をすることは実務的な観点から省略してマクロ的に本表ではなく附属明細等で示し

たらどうかという提案があったが、固定資産の財源情報を結びつけて考えるのが地方公会計の重要な特徴の一つではないかといった意見があった。また、多くの地方団体で現行モデルによる財務書類の作成が進み、実務がある程度慣れてきている中で、わかりにくいということはないのではないかと。

- ・ 財務業績は、フローである収益と費用を一覧にして純余剰（純欠損）を示すというのが会計上の考え方ではないか。純余剰（純欠損）について、アメリカの政府会計では期間負担の衡平性を評価する指標としているが、本作業部会でもどのような意味合いがあるのかを少し議論してはどうか。上記の考え方や、公会計では持分の変動の内訳にあまり重要性はないと考えられることを踏まえると、「その2-1」に近いのではないかと。また、財源情報については、「その3」のような形で純資産の変動を示せばよいのではないかと。
- ・ 開示書類として今まで見慣れたものでないと理解しづらいということもあるため、できるだけシンプルにしたほうがよいのではないかと。現行の継続性も踏まえて受益者負担分とそれ以外を分けて表示したほうがわかりやすいと考えており、「その2-2」がよいのではないかと。また、補助金については、資本的なものと経常的なものがあるが、付表等で詳細を表示すればよく、分けて表示する必要はないのではないかと。
- ・ 経常的な費用がいかにか経常的な収益で賄われているかが理解しやすく、「その2-1」でよいのではないかと。
- ・ 経常収益と財源の別表示について、継続性のほかに、経常収益に係る使用料等は地方団体の財政運営の中で水準を柔軟に変更できるという受益者負担の適正化という観点から分ける意義があるのではないかと。
- ・ シンプルな財務書類がよいが、重要なところは残す必要があると考えており、「中間とりまとめ」の趣旨を踏まえると、「その1-4」がよいのではないかと。

## 2. 行政コスト計算書

- ・ 「43. 表示区分」の移転支出という名称について、一般的にはわかりにくく、よりよい名称を考えたほうがよいのではないかと。また、移転支出には補助金や扶助費等の内容が相違するものがあるため、細分化する必要があるのではないかと。さらに、経常業務費用に係る経費と業務関連費用について、違いがわかりにくいとの話も聞かため、わかりやすい表記を検討したほうがよいのではないかと。
- ・ 「44. 配列」について、イギリスでは性質別分類を客観的分類、行政目的別分類を主観的分類とされているが、地方公営企業等との連結も踏まえると、本表は客観性が高い性質別分類で表示することでよいのではないかと。ただし、特に連結の場合、どのセグメント（行政目的）にどれだけのコストが使われているかを示すことは重要ではないかと。目的別分類は実務が困難との指摘も理解するが、事務事業評価を実施している現場の感覚を踏まえると、実務的にも実施可能ではないかと。
- ・ 「44. 配列」について、性質別分類として目的別分類のほうは今後の検討課題でよいと

考えているが、予算科目体系に関して、実際には予算費目はそれぞれ管理している所管部署があるはずであり、それぞれの団体の取組の考え方もあるため、実務上の課題が大きいというところだけでは言い切れない部分があるのではないか。

### 3. 純資産変動計算書

- ・ 「46. 表示区分」について、貸借対照表の純資産の部の内訳表示の議論であり、ストックの内訳、現金ベースでのフローの内訳、発生ベースでのフローの内訳という大きく3つの財源内訳の表示を考える必要があるのではないか。研究会でも意見があったように、総務省方式改訂モデルで将来の税収等を先食いしているところがマイナスとして表示される「その他一般財源等」の区分表示に意義があると考えているが、純資産の内訳を表示するのであれば、意味のあるものを検討する必要があるのではないか。また、財源内訳については、場合によっては一般会計等でも必要と考えているが、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の観点から、補助金等に関する情報がわからないということは問題ではないか。補助金等のみであれば、登録しさえすればあとはシステムの自動計算で対応可能であるが、基準モデルで表示している地方債の取扱いが大きな論点になるのではないか。
- ・ 「46. 表示区分」について、「資料7」のP11に長期金融資産とあるが、研究会の議論でも金融資産は多くないのではないかという意見があったため、このほかにもっと重要なものもあると考えられる中、これをどう見せるのかという検討が必要ではないか。

○「資金収支計算書」について事務局及び鶴川委員より説明（「資料8-1」及び「資料8-2」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 「資金収支計算書」の名称について、地方公営企業と同様に「キャッシュ・フロー計算書」としたほうが職員にとっても理解がしやすいのではないか。「51. 表示区分」については、地方公営企業に合わせるのであれば、あえて違う表現を使う必要性もないのではないか。また、一時借入金を財務活動として計上するとあるが、一時借入金は歳計外現金であり、「52. 資金の範囲」では歳計外現金は含めないとあるため、整合性を持たせたほうがよいのではないか。